

もくじ

| | |
|-------------------------------|---|
| 【Q1】 「負担の公平」をいいながら徴収を強化するが？ | 1 |
| 【Q2】 税金が払えない！困ったときは？ | 1 |
| 【Q3】 「納税の猶予」より「分納」の方が簡単・楽では？ | 2 |
| 【Q4】 「納税の猶予」の申請の書き方は？ | 2 |
| 【Q5】 「納税の猶予」を提出すると税務調査されますか？ | 2 |
| 【Q6】 「補正通知」が来たら？ | 3 |
| 【Q7】 見込み納付能力調査と略式調査とは？ | 3 |
| 【Q8】 『納税猶予等の取扱要領』の活用ポイントは？ | 4 |
| 【Q9】 「納税猶予」と「換価の猶予」のちがい？ | 5 |
| 【Q10】 「事業の継続と生活の維持」の活用は？ | 5 |
| 【Q11】 「超過差押」と「無益な差押」のちがいは？ | 6 |
| 【Q12】 絶対に差押できない財産がある？ | 6 |
| 【Q13】 生存権的財産の差押を許さない根拠法は？ | 7 |
| 【Q14】 給料・年金を差押えられたら？ | 7 |
| 【Q15】 売掛金や預金、生保・年金などが差押えられたら？ | 8 |
| 【Q16】 どういう時に「滞納処分の停止」は使えるか？ | 8 |

資料

| | |
|---------------------------------|----|
| 「納税の猶予の取扱い要領」のポイント (08年4月／米田作成) | 9 |
| 第1章 総則、第2章 納税の猶予 | 9 |
| 第3章 換価の猶予 | 10 |
| 第4章 猶予許可等に関する処理、第7章 納付能力調査 | 11 |
| 納税の猶予を申請された方へ (川口税務所管理・徴収第四部門) | 14 |
| 全国商工新聞 2月25日付 | 15 |
| 全国商工新聞 2月11日付 | 16 |
| 全国商工新聞 3月3日付 | 17 |
| 全国商工新聞 5月5日付 | 18 |